所定疾患療養費について

介護老人保健施設においては、入所者様を可能な限り施設医療にて対応させて頂いております。その中で、当施設では所定疾患療養費の算定要件に該当する疾病に対し、医療提供が行われた場合は、所定疾患療養費（Ⅰ）もしくは（Ⅱ）を算定させて頂きます。
要件については、以下の通りとなり、ご入所者様の健康の為にも適切に算定し、安心してお過ごしいただける様に努めて参ります。
今後ともご理解ご協力の程、宜しくお願い致します。

【算定要件】
◇所定疾患療養費（Ⅰ）
肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の憎悪の入所者に対し、投薬・検査・注射・処置等を行った場合
診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載していること。
所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、 検査、注射、処置等の実施状況を公表していること

◇所定疾患療養費（Ⅱ）
（Ⅰ）を満たしていること
当該施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること

◇所定疾患療養費（Ⅰ）１日につき239単位（月1回、連続７日間まで）
◇所定疾患療養費（Ⅱ）１日につき480単位（月1回、連続10日間まで）

実施状況

令和６年度		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
肺炎	日数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	件数	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
尿路感染症	日数	人	人	人	人	1 人	人	人	人	人	人	人	人
	件数	日	日	日	日	5 日	日	日	日	日	日	日	日
帯状疱疹	日数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	件数	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
蜂窩織炎	日数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	件数	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
慢性心不全の憎悪	日数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	件数	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日